第三章の章名中「円滑化」の下に「及び管理の適正化」を加える。

第六条中「簡易建築物」を「簡易建築物等」に改める。

第十条第二項第七号中「以下」を「第十三条第二項第二号及び第二十四条において」に改め、同条第三項第二号ホ中「内訳」の下に「並びに当該補償金の支払の時期」を加える。

第十一条第四項中「六月間」を「二月間」に改める。

第十三条第二項第四号中「額」の下に「及びその支払の時期」を加え、同条第三項中「十年」の下に「（第二条第三項第一号、第六号及び第八号から第十号までに掲げる事業のうち、当該事業の内容その他の事情を勘案して長期にわたる土地の使用を要するものとして政令で定める事業にあっては、二十年」を加え、「同項第四号」を「前項第四号」に改め、同条第四項中「事項」の下に「（同号の補償金の額に係るものに限る。）」を加え、同条第五項中「簡易建築物」を「簡易建築物等」に改める。

第十六条第三項中「相当の額」の下に「（土地等使用権の取得に係る当該補償金の額にあっては、当該相当の額から特定所有者不明土地等の管理に要する費用に相当する額を控除して得た額）」を加える。

第十七条第一項及び第十八条中「土地使用権等の始期」を「補償金の支払の時期」に改める。

第十九条第一項中「九月前から六月前まで」を「七月前から四月前まで」に改め、同条第二項の表第十一条第四項の項中「六月間」を「二月間」に、「三月間」を「一月間」に改め、同条第四項の表第十五条及び第十七条第一項の項中「第十五条」の下に「、第十六条第三項」を加え、同表第十六条第三項の項を次のように改める。

第十六条第三項	土地使用権等の取得	土地等使用権の存続期間の延長
	（土地等使用権の取得に係る当該補償金の額にあっては、当該相当の額から	から
	額）	額

第十九条第四項の表第十七条第一項及び前条の項を削る。

第二十四条中「満了したとき」の下に「、土地使用権等の始期後に第十八条（第十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により裁定が失効したとき」を加える。

第三十二条第五項及び第三十六条第一項中「簡易建築物」を「簡易建築物等」に改める。

第三十七条第一項中「第三十九条第一項及び第四十六条第二号」を「第四十三条第一項及び第五十八条第二号」に改める。

第五十一条を第六十三条とする。

第五十条第一項中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同項第一号中「）又は」を「）、」に、「の規定による」を「又は第四十一条第一項の規定による」に、「者」を「とき」に改め、同項第二号及び第三号中「者」を「とき。」に改め、同項に次の一号を加える。

四　第三十九条の規定による命令に違反したとき。

第五十条を第六十二条とする。

第四十九条中「違反した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条を第六十一条とする。

第六章を第八章とする。

第五章中第四十八条を第六十条とし、第四十三条から第四十七条までを十二条ずつ繰り下げる。

第四十二条中「前条」を「前条各項」に改め、同条を第五十四条とする。

第四十一条中「地方公共団体の長」を「都道府県知事」に改め、同条に次の一項を加える。

2　市町村長は、次に掲げる場合においては、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に対し、国土交通省の職員の派遣を要請することができる。

一　地域福利増進事業等の実施の準備のため又は第三十八条第一項の規定による勧告を適切に行うためその職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があるとき。

二　所有者不明土地対策計画の作成若しくは変更又は所有者不明土地の管理の適正化を図るために行う事業若しくは事務の実施の準備若しくは実施のため必要があるとき。

第四十一条を第五十三条とする。

第五章を第七章とする。

第四章第二節中第四十条を第四十四条とし、同章の次に次の二章を加える。

第五章　所有者不明土地対策計画等

（所有者不明土地対策計画）

第四十五条　市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する計画（以下「所有者不明土地対策計画」という。）を作成することができる。

2　所有者不明土地対策計画には、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一　所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する基本的な方針

二　地域福利増進事業を実施しようとする者に対する情報の提供又は助言その他の所有者不明土地の利用の円滑化を図るために講ずべき施策に関する事項

三　所有者不明土地の確知所有者に対する情報の提供又は助言その他の所有者不明土地の管理の適正化を図るために講ずべき施策に関する事項

四　地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地その他の土地に係る土地所有者等の効果的な探索を図るために講ずべき施策に関する事項

五　低未利用土地（土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十三条第四項に規定する低未利用土地をいう。第四十八条第六号において同じ。）の適正な利用及び管理の促進その他所有者不明土地の発生の抑制のために講ずべき施策に関する事項

六　所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための体制の整備に関する事項

七　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する普及啓発に関する事項

八　前各号に掲げるもののほか、所有者不明土地の利用の円滑化等を図るために必要な事項

3　市町村は、所有者不明土地対策計画を作成しようとする場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されているときは、当該所有者不明土地対策計画に記載する事項について当該協議会において協議しなければならない。

4　市町村は、所有者不明土地対策計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県にその写しを送付しなければならない。

5　前二項の規定は、所有者不明土地対策計画の変更について準用する。

6　国は、所有者不明土地対策計画に基づいて所有者不明土地の利用の円滑化等を図るために必要な事業又は事務を行う市町村に対し、予算の範囲内において、当該事業又は事務に要する費用の一部を補助することができる。

（所有者不明土地対策協議会）

第四十六条　市町村は、単独で又は共同して、所有者不明土地対策計画の作成及び変更に関する協議その他所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関し必要な協議を行うため、所有者不明土地対策協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一　前項の市町村

二　次条第一項に規定する推進法人

三　前項の市町村の区域において地域福利増進事業等を実施し、又は実施しようとする者